

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年9月30日
【発行者の名称】	株式会社サーティーフォー (英語表記) Thirty Four co., ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 唐橋 和男
【本店の所在の場所】	神奈川県相模原市緑区橋本一丁目14番3号 サーティーフォービル
【電話番号】	042-779-7766 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO管理本部長 渡邊 和哉
【担当J-A d v i s e rの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-A d v i s e rの代表者の役職氏名】	代表取締役 竹内 直樹
【担当J-A d v i s e rの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-A d v i s e rの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/groups/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社サーティーフォー http://www.thirty-four.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J－A d v i s e rが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ－A d v i s e rを選任する必要があります。J－A d v i s e rの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第33期（中間）	第34期（中間）	第32期	第33期
決算年月	2024年 6 月	2025年 6 月	2023年12月	2024年12月
売上高 (千円)	3, 625, 232	2, 597, 504	7, 348, 114	10, 424, 483
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△296, 364	△301, 174	56, 549	△222, 879
親会社株主に帰属する中間（当期） 純利益又は 親会社株主に帰属する中間（当期） 純損失 (△) (千円)	△158, 717	△202, 135	△16, 063	58, 012
中間包括利益又は包括利益 (千円)	△158, 918	△202, 135	△6, 374	47, 219
純資産額 (千円)	999, 055	980, 402	1, 180, 630	1, 205, 193
総資産額 (千円)	9, 855, 716	7, 923, 441	9, 123, 412	7, 685, 567
1株当たり純資産額 (円)	1, 322. 90	1, 298. 20	1, 563. 33	1, 595. 85
1株当たり中間（当期）純利益又は 1株当たり中間（当期）純損失(△) (円)	△210. 16	△267. 66	△21. 27	76. 81
潜在株式調整後1株当たり 中間（当期）純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	10. 1	12. 4	12. 9	15. 7
自己資本利益率 (%)	△15. 9	△18. 5	△1. 3	4. 9
株価収益率 (倍)	—	—	—	18. 7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△787, 500	△1, 080, 090	△1, 077, 043	1, 825, 711
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	45, 449	20, 835	△217, 344	947, 930
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	501, 483	700, 830	1, 183, 175	△1, 663, 199
現金及び現金同等物の中間期末 （期末）残高 (千円)	734, 571	1, 727, 155	975, 138	2, 085, 580
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	126 (23)	138 (16)	114 (22)	135 (20)

(注) 1. 第32期、第33期（中間）及び第34期（中間）の潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、1株当たり中間（当期）純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。

第33期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第32期の連結財務諸表についてOAG監査法人による監査を受けております。

3. 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第33期（中間）の中間連結財務諸表についてOAG監査法人による中間監査を受けております。

4. 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、第33期の連結財務諸表についてOAG監査法人による監査を受けております。

5. 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、第34期（中間）の中間連結財務諸表についてOAG監査法人による期中レビューを受けております。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員（1日8時間換算）を（）内に外数で記載しています。
7. 第32期及び第33期（中間）の株価収益率については、当社株式が非上場であったため、記載しておりません。
8. 第34期（中間）の株価収益率については、1株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。
9. 第32期（中間）については中間連結財務諸表を作成していないため、記載しておりません。

（2）発行者の経営指標等

回次	第33期（中間）	第34期（中間）	第32期	第33期
決算年月	2024年6月	2025年6月	2023年12月	2024年12月
1株当たり配当額（円） （うち1株当たり中間配当額）	（－）	（－）	30.0 （－）	30.0 （－）
配当性向（％）	－	－	－	39.1

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループにおいて営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

2025年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
総合不動産事業	47（4）
タクシー事業	77（12）
報告セグメント計	124（16）
全社（共通）	14（0）
合計	138（16）

（注）1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートアルバイト）は、最近1年間の平均人員を（）内に外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属している者であります。

（2）発行者の状況

2025年6月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
56（4）	42.8	3.9	6,001

セグメントの名称	従業員数（人）
総合不動産事業	47（4）
報告セグメント計	47（4）
全社（共通）	9（0）
合計	56（4）

（注）1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートアルバイト）は、最近1年間の平均人員を（）内に外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属している者であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、個人消費および設備投資に底堅さが見られた一方で、原材料価格の上昇や円安の進行、さらには海外経済の減速懸念を背景として、依然として先行き不透明な状況が続きました。住宅業界においては、日本銀行による金融政策の見直しを受けて長期金利が上昇し、住宅ローン金利にも緩やかな上昇圧力が生じました。このような環境下、消費者の住宅取得に対する姿勢は一層慎重となり、特に初めて住宅を取得する層を中心に、購買行動を見送る傾向が強まりました。一方で、共働き世帯の増加や在宅勤務の定着といったライフスタイルの変化を背景に、住宅そのものに対するニーズは底堅く推移し、利便性や環境性能に優れた住宅への需要は引き続き堅調に推移しました。当社が事業を展開する首都圏および政令指定都市圏においては地価の高止まりや建設コストの上昇といったコスト負担が継続する中、需給バランスに即した価格設定や商品企画力の一層の強化が求められる状況となりました。

当社は、「不動産で、人々の暮らしを幸せにする」をミッションに掲げております。このミッションのもと、当中間期においては厳しさを増す事業環境への対応として、主力である分譲住宅事業において、構造材および端柄材に100%国産材を使用した住宅の供給を推進するとともに、長期優良住宅やBELS評価といった各種認定取得への対応を進めました。これにより、多様化する顧客ニーズや政府による省エネルギー住宅支援策に的確に対応する体制の強化を図りました。

これらの取り組みの結果、当中間連結会計期間の売上高は2,597百万円(前年同期比28.3%減)、営業損失は295百万円(前年同期は営業損失257百万円)、経常損失は301百万円(前年同期は経常損失296百万円)、親会社株主に帰属する中間純損失は202百万円(前年同期は中間純損失158百万円)となりました。

セグメント業績は次の通りであります。なお、報告セグメントに含まれない飲食事業は「その他」の区分にしていますが、2025年3月をもって同事業を廃止しました。

(総合不動産事業)

分譲住宅事業(分譲住宅販売、分譲用地販売)におきましては、従来は分譲住宅を主力として展開しておりましたが、資金効率の向上及び財務リスクの低減を目的として、建物請負工事へのシフトとその強化を進めております。

また、事業用不動産事業、収益不動産事業につきましては、当中間連結会計期間における引き渡し実績はございませんでしたが、将来の業績貢献が見込まれる販売契約については、順調に進捗しております。

その結果、当中間連結会計期間における総合不動産事業の売上高は2,328百万円(前年同期比32.1%減)、セグメント損失は303百万円(前年同期はセグメント損失242百万円)となりました。

(タクシー事業)

連結子会社において運営しているタクシー事業につきましては、車両数に応じた適正なドライバー採用を推進したことにより、車両稼働率が向上し、運送収入の増加に繋がりました。

その結果、当中間連結会計期間におけるタクシー事業の売上高は298百万円(前年同期比46.9%増)、セグメント利益7百万円(前年同期はセグメント損失12百万円)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、1,727百万円で、前連結会計年度末に比べ358百万円減少しております。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は1,080百万円となりました。これは主に税金等調整前中間純損失301百万円、販売用不動産の増加額531百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果獲得した資金は20百万円となりました。これは主に定期預金の払戻による収入185百万円、定期預金の預入による支出154百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は700百万円となりました。これは主に長期借入れによる収入1,572百万円、長期借入金の返済による支出816百万円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループは受注から販売までの所要時間が短く、常に受注残高は僅少であります。また、期中の受注高と販売実績がほぼ対応するため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

第34期中間連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第34期中間連結会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)	前年同期比 (%)
総合不動産事業 (千円)	2,326,269	67.9
タクシー事業 (千円)	269,973	143.3
報告セグメント計 (千円)	2,596,243	71.8
その他 (千円)	1,261	11.0
合計 (千円)	2,597,504	71.7

(注) セグメント間の取引については相殺消去しております。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、及び2025年3月28日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約及び継続企業の前提に関する重要事象等に関し、以下に記載いたします。

<担当 J-Adviserとの契約の解除に関する事項について>

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Marketに上場しております。当該市場は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヶ月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1ヶ月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合

は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・ 取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・ 必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」とします。）において下記の事象が発生した場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」とします。）からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態にある場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続、更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」（以下、「私的整理に関するガイドライン」という。）に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の

（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
 - ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
 - ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- （b）規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に

本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - （b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - （b）前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a）TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - （b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

保有目的の変更により、有形固定資産（帳簿価額731,841千円）を販売用不動産に振り替えております。

2【設備の新設、除却等の計画】

（1）重要な設備の新設等

該当事項はありません。

（2）重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2025年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年9月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,200,000	2,400,000	800,000	800,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	3,200,000	2,400,000	800,000	800,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2006年9月19日	400,000	800,000	80,000	100,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

2025年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
唐橋 和男	神奈川県相模原市	611,800	81.01
唐橋 孝子	神奈川県相模原市	80,000	10.59
唐橋 一孝	神奈川県相模原市	11,700	1.55
唐橋 二之	神奈川県相模原市	11,700	1.55
唐橋 宗三	神奈川県相模原市	11,700	1.55
株式会社 TAKAコーポレーション	神奈川県相模原市緑区大島2383-1	8,400	1.11
株式会社 いづみの	神奈川県愛甲郡愛川町中津6930-1	3,000	0.40
サーティーフォー社員持株会	神奈川県相模原市	2,200	0.29
吉武 浩	神奈川県相模原市	1,000	0.13
山下 正純	神奈川県藤沢市	1,000	0.13
計	—	742,500	98.32

- (注) 1. 上記のほか、当社保有の自己株式44,800株があります。
2. 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 44,800	—	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式（その他）	普通株式 755,200	7,552	同上
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	800,000	—	—
総株主の議決権	—	7,552	—

② 【自己株式等】

2025年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
（自己保有株式） 株式会社 サーティーフォー	神奈川県相模原市緑 区橋本1-14-3	44,800	—	44,800	5.6
計	—	44,800	—	44,800	5.6

2 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第32期	第33期	第34期（中間）
決算年月	2023年12月	2024年12月	2025年6月
最高（円）	—	1,440	—
最低（円）	—	1,440	—

(注) 最高、最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

(注) 最高、最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報公表日後、本発行者情報の公表日までの役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。なお、当社の中間連結財務諸表は、第一種中間連結財務諸表であります。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)の中間連結財務諸表について、OAG監査法人により期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,346,298	1,949,698
売掛金及び契約資産	54,243	28,701
販売用不動産	※ 1,847,130	※ 3,110,921
仕掛販売用不動産	2,246,276	2,278,052
前渡金	61,925	30,525
その他	59,841	73,745
流動資産合計	6,615,715	7,471,643
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※ 447,494	※ 76,757
機械装置及び運搬具（純額）	※ 30,635	※ 24,436
工具、器具及び備品（純額）	※ 5,654	※ 7,980
土地	※ 436,355	※ 68,400
リース資産（純額）	12,792	10,932
建設仮勘定	6,205	—
有形固定資産合計	939,138	188,506
無形固定資産		
その他	3,943	15,370
無形固定資産合計	3,943	15,370
投資その他の資産		
投資有価証券	20,764	20,764
長期前払費用	57,257	67,159
繰延税金資産	27,221	132,833
その他	21,527	27,163
投資その他の資産合計	126,770	247,921
固定資産合計	1,069,852	451,798
資産合計	7,685,567	7,923,441

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	270,294	133,888
電子記録債務	392,113	337,987
短期借入金	1,204,392	1,190,389
1年内償還予定の社債	32,000	32,000
1年内返済予定の長期借入金	2,077,147	2,017,439
未払金	93,646	51,778
未払法人税等	6,100	6,018
完成工事補償引当金	18,800	4,800
その他	126,006	102,810
流動負債合計	4,220,502	3,877,111
固定負債		
社債	286,000	270,000
長期借入金	1,909,681	2,725,493
退職給付に係る負債	23,318	20,617
資産除去債務	3,780	3,782
その他	37,091	46,035
固定負債合計	2,259,871	3,065,928
負債合計	6,480,374	6,943,039
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金	1,180,457	955,666
自己株式	△75,264	△75,264
株主資本合計	1,205,193	980,402
純資産合計	1,205,193	980,402
負債純資産合計	7,685,567	7,923,441

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自2024年1月1日 至2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)
売上高	3,625,232	2,597,504
売上原価	3,285,748	2,340,258
売上総利益	339,483	257,246
販売費及び一般管理費	※ 597,394	※ 552,741
営業利益 (△損失)	△257,910	△295,494
営業外収益		
受取利息	17	745
受取配当金	564	139
不動産賃貸収入	20,638	30,552
投資有価証券売却益	10,223	—
不動産取得税還付金	6,920	2,594
その他	10,989	19,717
営業外収益合計	49,353	53,749
営業外費用		
支払利息	78,045	54,597
不動産賃貸費用	8,910	1,850
その他	851	2,982
営業外費用合計	87,807	59,430
経常利益 (△損失)	△296,364	△301,174
特別利益		
固定資産売却益	—	63
特別利益合計	—	63
特別損失		
固定資産除却損	1,307	0
特別損失合計	1,307	0
税金等調整前中間純利益 (△損失)	△297,672	△301,110
法人税等	△138,954	△98,976
中間純利益 (△損失)	△158,717	△202,135
親会社株主に帰属する中間純利益 (△損失)	△158,717	△202,135

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自2024年1月1日 至2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)
中間純利益(△損失)	△158,717	△202,135
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△200	—
その他の包括利益合計	△200	—
中間包括利益	△158,918	△202,135
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△158,918	△202,135
非支配株主に係る中間包括利益	—	—

③【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自2024年1月1日 至2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益 (△は損失)	△297,672	△301,110
減価償却費	36,949	31,748
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	10,985	△2,701
固定資産除却損	1,307	0
投資有価証券売却益	△10,223	—
受取利息及び受取配当金	△582	△884
支払利息	78,045	54,597
固定資産売却損益 (△は益)	—	△63
売掛金及び契約資産の増減額 (△は増加)	5,705	25,542
販売用不動産の増減額 (△は増加)	△2,162,642	△531,949
仕掛販売用不動産の増減額 (△は増加)	1,290,925	△31,775
未成工事支出金の増減額 (△は増加)	119	—
前渡金の増減額 (△は増加)	4,859	31,400
仕入債務の増減額 (△は減少)	338,185	△190,531
未払金の増減額 (△は減少)	△39,030	△46,593
未収又は未払消費税の増減額	△27,656	△19,201
未払費用の増減額 (△は減少)	△5,339	△6,664
契約負債の増減額 (△は減少)	141,456	△6,044
預り敷金の増減額 (△は減少)	△5,989	1,687
その他	△9,514	△31,361
小計	△650,112	△1,023,906
利息及び配当金の受取額	582	884
利息の支払額	△80,481	△50,466
法人税等の支払額	△57,488	△6,602
営業活動によるキャッシュ・フロー	△787,500	△1,080,090
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△4,403	△154,408
定期預金の払戻による収入	49,112	185,510
有形固定資産の取得による支出	△17,642	△11,557
有形固定資産の売却による収入	—	63
投資有価証券の売却による収入	18,200	—
その他	183	1,227
投資活動によるキャッシュ・フロー	45,449	20,835
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	50,049	△13,530
長期借入れによる収入	1,103,900	1,572,405
長期借入金の返済による支出	△589,394	△816,301
社債の償還による支出	△36,000	△16,000
リース債務の返済による支出	△4,415	△3,087
配当金の支払額	△22,656	△22,656
財務活動によるキャッシュ・フロー	501,483	700,830
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△240,566	△358,424
現金及び現金同等物の期首残高	975,138	2,085,580
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 734,571	※ 1,727,155

【注記事項】

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下、「2022年改正会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下、「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による中間連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当中間連結会計期間の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前中間連結会計期間及び前連結会計年度については遡及適用後の中間連結財務諸表及び連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前中間連結会計期間の中間連結財務諸表及び前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※ 販売用不動産及び固定資産の保有目的変更

前連結会計年度(2024年12月31日)

「販売用不動産」に計上していた790,174千円を固定資産の「建物及び構築物」「土地」等に振り替えております。

当中間連結会計期間(2025年6月30日)

「建物及び構築物」「土地」等に計上していた固定資産731,841千円を流動資産の「販売用不動産」に振り替えております。

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自2024年1月1日 至2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)
役員報酬	87,230千円	88,900千円
給料手当	75,623	68,748
支払手数料	89,949	47,916
租税公課	82,200	42,887
販売手数料	47,679	35,048
退職給付費用	6,187	4,825

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
現金及び預金勘定	1,123,203千円	1,949,698千円
負の現金同等物としての当座借越	△29,909	△29,519
預入期間が3か月を超える定期預金	△358,722	△193,023
現金及び現金同等物	734,571	1,727,155

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月28日 定時株主総会	普通株式	22,656	利益剰余金	30.00	2023年12月31日	2024年3月29日

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動
該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	22,656	利益剰余金	30.00	2024年12月31日	2025年3月31日

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	総合不動産 事業	タクシー 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	3, 425, 402	188, 398	3, 613, 801	11, 430	3, 625, 232	—	3, 625, 232
セグメント間の内部売上高又は振替高	2, 340	14, 960	17, 300	—	17, 300	△17, 300	—
計	3, 427, 742	203, 359	3, 631, 102	11, 430	3, 642, 533	△17, 300	3, 625, 232
セグメント利益又は損失（△）	△242, 463	△12, 088	△254, 552	△7, 436	△261, 988	4, 078	△257, 910

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、飲食売上等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失（△）の調整額 4, 078千円は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益又は損失（△）は、中間連結損益計算書の営業利益(△損失)と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	総合不動産 事業	タクシー 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	2, 326, 269	269, 973	2, 596, 243	1, 261	2, 597, 504	—	2, 597, 504
セグメント間の内部売上高又は振替高	2, 340	28, 716	31, 056	—	31, 056	△31, 056	—
計	2, 328, 609	298, 690	2, 627, 300	1, 261	2, 628, 561	△31, 056	2, 597, 504
セグメント利益又は損失（△）	△303, 698	7, 317	△296, 380	△1, 827	△298, 208	2, 713	△295, 494

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、飲食売上等を含んでおります。

なお、飲食事業は2025年 3 月をもって廃止しております。

2. セグメント利益又は損失（△）の調整額 2, 713千円は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益又は損失（△）は、中間連結損益計算書の営業利益(△損失)と調整を行っております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

(単位: 千円)

	報告セグメント			その他	合計
	総合不動産事業	タクシー事業	計		
一定の期間にわたって認識する収益(注) 1	51,849	—	51,849	—	51,849
一時点で認識する収益(注) 2	3,335,730	188,398	3,524,128	11,430	3,535,559
顧客との契約から生じる収益	3,387,579	188,398	3,575,978	11,430	3,587,409
その他の収益(注) 3	37,823	—	37,823	—	37,823
外部顧客への売上高	3,425,402	188,398	3,613,801	11,430	3,625,232

(注) 1. 主に、注文住宅等における請負工事に係る収益であります。

2. 主に、戸建住宅の分譲(土地のみの分譲を含む)に係る収益であります。なお、一定の期間にわたり充足される履行義務で、金額的重要性が乏しい、又はごく短い期間にわたり充足される履行義務に該当する金額を含めて表示しております。

3. 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等であります。

当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

(単位: 千円)

	報告セグメント			その他	合計
	総合不動産事業	タクシー事業	計		
一定の期間にわたって認識する収益(注) 1	161,940	—	161,940	—	161,940
一時点で認識する収益(注) 2	2,135,995	269,973	2,405,969	1,261	2,407,231
顧客との契約から生じる収益	2,297,936	269,973	2,567,909	1,261	2,569,171
その他の収益(注) 3	28,333	—	28,333	—	28,333
外部顧客への売上高	2,326,269	269,973	2,596,243	1,261	2,597,504

(注) 1. 主に、注文住宅等における請負工事に係る収益であります。

2. 主に、戸建住宅の分譲(土地のみの分譲を含む)に係る収益であります。なお、一定の期間にわたり充足される履行義務で、金額的重要性が乏しい、又はごく短い期間にわたり充足される履行義務に該当する金額を含めて表示しております。

3. 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等であります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失(△)及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり中間純損失(△)	△210円16銭	△267円66銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純損失 (△) 千円	△158,717	△202,135
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属す る中間純損失(△) 千円	△158,717	△202,135
普通株式の期中平均株式数(株)	755,200	755,200

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また潜在株式は存在しないため記載しておりません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025 年 9 月 26 日

株式会社サーティーフォー
取締役会 御中

OAG 監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 今井 基喜

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 大樹

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サーティーフォーの 2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025 年 1 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サーティーフォー及び連結子会社の 2025 年 6 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。
監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。